

○国土交通省告示第四百十九号

地理空間情報活用推進基本法第十六条第一項の規定に基づく地理空間情報活用推進基本法第二条第三項の基盤地図情報の整備に係る技術上の基準（平成十九年国土交通省告示第千四百四十四号）の一部を次のように改正する。

平成二十六年二月二十五日

国土交通大臣 太田 昭宏

第六条第一項中第十三号を削り、第十二号を第十三号とし、第十一号を第十二号とし、第十号を第十一号とし、第九号の次に次の一号を加える。

十 日本工業規格 X 七 一 三 一（地理情報―データ製品仕様）

附 則

この告示は、公布の日から施行する。